

社会福祉法人やまねっと 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまねっと（以下「法人」という。）の理事、監事および評議員の報酬等に関する事項を定める。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第2条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬はこれを支払わない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬はこれを支払わない。

(理事、評議員の勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会以外の日において、法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

3 評議員が評議員会以外の日において、法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。なお、同日に合わせて監事業務を行った場合でも、本条次項の報酬はこれを支払わない。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

(費用弁償)

第5条 理事、監事、および評議員が、理事会、評議員会に出席、またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、居住地から計算し、法人の給与規程に準ずるものとする。

3 出張による宿泊の場合は、法人の旅費規程に準ずるものとする。

4 旅行による費用は、原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 事業所の職員を兼務する理事は、報酬は支給しない。

(改 正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から適用し、6月から施行する。

別表 1

名称	報酬
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円

別表 2

名称	報酬
理事長業務報酬等	10,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	30,000円